

## 令和4年度全国学力・学習状況調査 緊急事態への対応・連絡事項

令和4年度全国学力・学習状況調査の実施に関して、例えば、以下のような不測の事態が発生した場合には、それぞれ基本原則をもとに対応するものとします。

都道府県私立学校担当部局、学校設置会社担当部局並びに国立大学法人及び公立大学法人附属学校担当部局においては、調査実施日前後に緊急連絡が取れる体制を整備するとともに、緊急かつ重大な事態が発生した場合は、その事実を遅滞なく文部科学省に連絡してください。

### ■緊急時の連絡ルート

文部科学省－都道府県私立学校担当部局－学校

文部科学省－学校設置会社担当部局－学校

文部科学省－国立大学法人及び公立大学法人附属学校担当部局－学校

### 【文部科学省連絡先（夜間含む）】

03-6734-3726(直通)

(担当：浦田、梶原、佐藤、坂本)

### ■不測の事態が発生した場合の基本原則

#### 1. 調査問題の訂正

##### 《基本原則》

- 訂正箇所について、緊急時の連絡ルートを使ってメールで指示・連絡する。
  - ・ 文部科学省は、4月15日（金）に都道府県私立学校担当部局等に連絡
  - ※ 4月14日（木）までに発覚した場合は、4月15日（金）に連絡を行うことについて、都道府県私立学校担当部局等に事前に連絡
  - ・ 4月18日（月）に都道府県私立学校担当部局等から各学校に連絡

#### 2. 非常災害等（地震、新型コロナウイルス感染症等）

##### 《基本原則》

- ① 調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、設置管理者及び学校の判断により、調査実施日当日に実施しない又は始業時間を遅らせる等の対応も可能とする。
- ② 調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合には、連絡ルートを使って文部科学省に報告する。

#### 3. 第三者による調査の妨害

##### 《基本原則》

- ① 学校において退去を求め、必要がある場合は、所轄の警察に通報の上、予め各学校において策定している対応方針等に基づき対処する。
- ② 設置管理者の判断に基づいて、調査実施日当日に実施しない又は始業時間を遅らせる等の対応を可能とする。その旨、連絡ルートを使って文部科学省に報告する。